

令和 5 年度の住民税（町民税・県民税）の改正のお知らせ

住民税に関する主な改正の内容についてお知らせします。所得税に関する内容については、国税庁ホームページや最寄りの税務署までお問い合わせください。

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の特例措置の延長

適用期限が延長され、令和 4 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に入居した人も制度の対象となります。控除期間は、住宅の要件により 10 年または 13 年です。

町民税・県民税の住宅ローン控除限度額

入居した年月	平成 21 年 1 月から 平成 26 年 3 月まで	平成 26 年 4 月から 令和 3 年 12 月まで (注 1)	令和 4 年 1 月から 令和 7 年 12 月まで (注 2) (注 3)
控除限度額	所得税の課税総所得 金額等の 5% (最高 97,500 円)	所得税の課税総所得 金額等の 7% (最高 136,500 円)	所得税の課税総所得 金額等の 5% (最高 97,500 円)

(注 1) 住宅の対価の額または費用に含まれる消費税の税率が 8%または 10%の場合に限ります。それ以外の場合は、平成 21 年 1 月から平成 26 年 3 月までに入居した方と同じとなります。

(注 2) 令和 4 年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、(注 1) の条件を満たす場合の控除限度額と同じになります。

(注 3) 令和 6 年以降に建築確認を受けた新築住宅については、省エネ基準への適合が要件です。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の見直し

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、対象となる医薬品の範囲に係る次の見直しをおこなったうえで、その適用期限が 5 年延長されます。

- 対象となるスイッチ OTC 医薬品から効果の薄いものを対象外とする。
- とりわけ効果があると考えられる薬効（3 薬効程度）について、スイッチ OTC 成分以外の成分にも対象を拡充する

（注）上記の具体的な範囲は専門的な知見を活用して決定されます。

これに伴い、令和 4 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までに購入したスイッチ OTC 医薬品が制度の対象となります。

対象品目などの詳細は、セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について（厚生労働省ホームページ）をご覧ください。

成年年齢の引き下げに伴う非課税範囲の変更

民法改正により、成年年齢が 18 歳に引き下げられました。
これに伴い、住民税の非課税範囲も変更となります。

	令和 5 年度以降	令和 4 年度以前
非課税対象となる人 （注 1）	賦課期日（注 2）時点で 18 歳未満	賦課期日時点で 20 歳未満

- （注 1）非課税となるには、年齢要件のほかに所得要件（前年中の合計所得金額が 135 万円以下）があります。
- （注 2）賦課期日とは、その年の 1 月 1 日を指します。